

# 首都直下地震等対応 業務継続計画（案）

	平成25年	2月27日
改訂	平成27年11月25日	
改訂	令和5年	3月15日
改訂	令和6年	4月1日
改訂	令和6年	7月24日
改訂	令和7年	1月31日

最高裁判所

## 目次

第1編 本計画の目的等	1
第1章 本計画の目的	1
第2章 本計画の適用範囲	1
第3章 基本方針	1
第1節 業務の分類及び整理	2
第2節 原因事象発生時の体制	2
第3節 平常時における準備、措置等	3
第2編 大規模地震発生時の対応	3
第1章 被害想定	3
第1節 想定災害	3
第2節 最高裁判所の被害想定	3
第2章 業務の分類及び整理	5
第1節 非常時優先業務	5
第2節 優先再開業務	5
第3章 業務継続のための執行体制	5
第1節 本部	5
第2節 補佐機関	6
第4章 大規模地震発生時の対応	7
第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合	7
第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合	9
第5章 本部の廃止	12
第3編 大規模地震以外の原因事象発生時の対応	13
第4編 平常時における準備、措置等	13
第1章 人的態勢の整備等	13
第1節 非常時優先業務の担当者及び代理者の指定	13

第2節	非常時参集要員名簿の作成	14
第3節	非常時優先業務の担当者及び代理者の準備	14
第4節	非常時優先業務の担当者又は代理者の異動	14
第5節	平常時の準備	14
第2章	庁舎及び執務室の環境整備	15
第1節	施設及び機器の整備の推進	15
第2節	被害防止の措置	15
第3節	待機場所等の確保	15
第3章	ライフライン	15
第1節	電気	15
第2節	水道	15
第3節	ガス	16
第4章	通信及びシステム	16
第1節	通信	16
第2節	システム	16
第5章	物資	17
第1節	食料、飲料水その他の生活物資	17
第2節	仮設トイレ等	17
第3節	救助用資機材	17
第4節	保管場所	18
第6章	外部への対応	18
第5編	教育及び訓練	18
第1章	教育	18
第1節	全職員への周知	18
第2節	研修等	18
第3節	職員の啓発	18

第2章 訓練	19
第6編 和光市において原因事象が発生した場合の対応	19
第1章 和光市における原因事象発生時の体制	19
第1節 基本方針	19
第2節 平常時の業務の中止	19
第3節 災害対策業務の実施	20
第4節 経理局長への報告	20
第5節 業務の段階的再開	20
第2章 平常時における準備等	20
第1節 平常時における準備、措置	20
第2節 職員への周知	21
第3節 訓練	21
第7編 本計画の見直し等	21

## 第1編 本計画の目的等

### 第1章 本計画の目的

本計画は、首都直下地震その他の大規模地震（千代田区の最大震度6強以上の地震をいう。以下同じ。）をはじめとする業務の中断をもたらす可能性のある事象（以下「原因事象」という。ただし、「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を発動すべき場合を除く。）の発生により、業務の実施に必要な人的・物的・情報等の資源の供給減少や災害応急対策業務等の増加といった制約が生じた状況下において、最高裁判所として優先的に行うべき業務を定め、業務継続のための必要な措置等を定めることにより、来庁者、職員等の生命身体を保護すること、庁舎、設備等の保安管理を行うこと、優先的に行うべき業務を遂行すること、及びその他の業務の早期再開を図ることを目的とする。

本計画は、想定される被害の下での行動指針を示すものに過ぎないことから、実際に原因事象が発生した場合には、具体的な被災状況等を的確に把握し、状況に応じて柔軟かつ適切に対処することが求められる。

### 第2章 本計画の適用範囲

本計画は、最高裁判所（司法研修所及び裁判所職員総合研修所を除く。以下同じ。）を対象とする。ただし、事務総局経理局厚生課（以下「厚生課」という。）については、第6編のみ適用する。

司法研修所及び裁判所職員総合研修所は、本計画とは別にそれぞれ業務継続計画を策定するものとする。

### 第3章 基本方針

本計画は、次の基本方針に基づき、原因事象発生時において、来庁者、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき業務を

遂行し、その他の業務の早期再開を図るものとする。

## 第1節 業務の分類及び整理

### 1 優先的に行うべき業務

原因事象発生時においては、来庁者、職員等の生命身体を保護し、庁舎、設備等の保安管理を行い、優先的に行うべき裁判事務等の業務を遂行するため、災害応急対策業務（以下「災害対策業務」という。）を迅速かつ的確に行う必要がある。

また、平常時において最高裁判所が行う裁判事務及び司法行政事務（以下「通常業務」という。）のうち、停止又は遅滞により国民の権利関係や生活等へ重大な影響を及ぼすため、原因事象発生時の制約のある状況下においても継続すべき業務（以下「継続業務」という。）を遂行する必要がある。

そこで、災害対策業務及び継続業務を、優先的に行うべき業務（以下「非常時優先業務」という。）とした上で、災害対策業務について時系列に沿って整理するとともに、継続業務を特定する。

### 2 優先的に再開すべき業務

継続業務以外の通常業務については、原因事象発生後、いったんは中断するものの、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえつつ、停止又は遅滞による国民の権利関係や生活等への影響の程度等を考慮して段階的に再開する。そこで、継続業務以外の通常業務について、いまだ制約のある状況下においても優先的に再開すべき業務（以下「優先再開業務」という。）と、それ以外の業務に分類し、優先再開業務を特定する。

## 第2節 原因事象発生時の体制

非常時優先業務を遂行するため、災害対策本部（以下「本部」という。）を直ちに設置する。

また、勤務時間外に原因事象が発生した場合にも非常時優先業務を遂行する

ため、原因事象発生時に非常参集する者（以下「非常時参集要員」という。）を定めるとともに、参集の時期、参集後の基本的な対応等の必要な事項を定める。

### 第3節 平常時における準備、措置等

平常時から、庁舎等の被害防止措置の推進、物資の備蓄等の物的態勢を整えるとともに、防災訓練、研修等の各種の教育や訓練を行い、職員の防災意識を涵養して原因事象発生時における対応能力を向上させることにより、最高裁判所の業務継続力の確保及び向上を実現する。

## 第2編 大規模地震発生時の対応

### 第1章 被害想定

#### 第1節 想定災害

想定災害は、最高裁判所が所在する千代田区に大きな被害を及ぼすと予想されるマグニチュード7クラス以上の首都直下地震とする。

被害想定は、上記首都直下地震により、首都圏において大きな被害が発生し、電気、水道、ガス、通信等の施設の被害による供給支障及び道路、鉄道等の被害による交通機能支障が生じ、最高裁判所の業務継続に大きな影響が出ることを前提とする。

#### 第2節 最高裁判所の被害想定

##### 1 庁舎等

庁舎の状況や想定災害等に照らし、庁舎が使用できる場合のほか、火災の発生や天井、壁の崩落等により庁舎が、一定期間使用できない場合も想定する。

なお、最高裁判所庁舎は、耐震改修工事の完了に伴い震度6強から震度7程度の地震の震動及び衝撃に対しては、倒壊し又は崩壊する危険性が低く、同程度の地震後も構造体の補修をすることなく使用することができ、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

## 2 ライフライン

### (1) 電気

復旧に1週間程度要するものと想定する。

### (2) 水道

上水道の復旧に1週間程度、下水道の復旧に1か月程度要するものと想定する。

### (3) ガス

高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスは安全装置により供給が中断する可能性があり、その復旧には1か月程度要するものと想定する。

## 3 通信及びシステム

### (1) 通信

#### ア 電話

復旧に1週間程度要するものと想定する。

#### イ J・NET（インターネット、メール等）

最高裁判所及びデータセンタに設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。

### (2) システム

最高裁判所及びデータセンタにサーバを置いて管理しているシステムについては、同サーバが損壊した場合、修理や調達を要するため、復旧に数か月以上を要するものと想定する。なお、これらのシステムは、J・NE

Tのネットワーク網を利用しているため、J・NETが復旧するまでの間は利用できない。

## 第2章 業務の分類及び整理

### 第1節 非常時優先業務

最高裁判所が、大規模地震発生時において行うべき非常時優先業務を、次の1及び2とする。

#### 1 災害対策業務

大規模地震発生時において行うべき災害対策業務を、別紙1のとおりとする。

#### 2 継続業務

最高裁判所の通常業務のうち、継続業務を、①文書の受付に関する事務、②刑事事件の勾留及び保釈に関する事務、③裁判事務の継続業務を行うために必要な司法行政事務（保管金業務、庁舎管理業務等）とする。

### 第2節 優先再開業務

継続業務以外の通常業務のうち、優先再開業務を、①人身保護事件に関する事務、②特に緊急を要する執行停止、特別抗告、再抗告等に関する事務（保全事件やDV事件に関する特別抗告等）、③裁判事務の優先再開業務を行うために必要な司法行政事務（保管金業務、庁舎管理業務等）、④特に緊急を要する司法行政事務（要急の外部対応、給与事務等）とする。

## 第3章 業務継続のための執行体制

### 第1節 本部

## 1 設置

大規模地震が発生した場合には、何らの決定等を要することなく、本部が設置される。

本部の組織は、別紙2のとおりとする。

## 2 本部会の開催等

- (1) 本部長は、必要に応じ、副本部長及び本部員（以下「本部員等」という。）をもって構成する本部会を開催し、その協議の結果を踏まえ、本計画に基づく事務の処理に関する方針を定めるとともに、その方針を実施するために必要な指揮監督を行う。
- (2) 本部会は原則として中会議室で開催するが、庁舎の安全性確認の結果等を踏まえて、適切な場所で開催することができる。また、ウェブ会議等や持ち回りの方法により開催することもできる。
- (3) 緊急を要するため本部会を開催するいとまがない場合その他本部会の開催に支障がある場合は、本部長は、本部会の開催に代え、①副本部長兩名若しくはいずれか一方からの意見を聴取した上で、又は②単独で、上記(1)の方針決定等を行うことができる。

## 3 本部長の職務等

本部長は、本部の事務を統括するとともに、本部員等及び補佐機関の班員の被害状況等に応じ、執務可能な職員をもって、本部及び補佐機関の構成員を適宜変更できる。

## 第2節 補佐機関

- 1 平常時における準備や本部設置前の対応等を行うとともに第1節の1に基づき設置された本部の補佐機関の役割を果たすため、情報担当班、人的対応班、物的対応班及び裁判対応班を編成する。
- 2 職務及び組織

補佐機関の行うべき災害対策業務は、別紙1のとおりとし、補佐機関の組織は、最高裁判所長官が別に定める。ただし、補佐機関の班員以外の職員も災害対策業務に協力するものとする。

#### 第4章 大規模地震発生時の対応

大規模地震が発生した場合、各職員は、何らの指示や決定を待つことなく、直ちに以下の対応を取る。

##### 第1節 勤務時間内に大規模地震が発生した場合

###### 1 補佐機関による初動対応

大規模地震発生後、直ちに、物的対応班は、保安全管理、初期消火等の初動対応を行い、情報担当班及び物的対応班は、避難の判断等に必要な被害情報を収集する。

###### 2 避難

###### 2-① 避難指示等がある場合（避難の判断等に必要な情報が収集でき、避難指示等が出せる場合）

###### (1) 被害情報及び避難の要否の伝達

最高裁判所事務総局経理局長（以下「経理局長」という。）は、被害情報及び避難の要否を職員に伝達する。伝達は、原則として庁内放送により行うが、庁内放送が入らない法廷等は、裁判部の連絡職員が伝達する。

なお、庁内放送が利用できない場合は、内線電話を用いたり連絡職員が伝達したりする。

###### (2) 避難

職員は、避難指示に基づき、避難誘導担当者の指示のもと避難する。

ただし、事件に関する来庁者については対応している職員又は裁判対応班が避難誘導し、その他の来庁者については対応している職員が避難誘導

する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

## 2-② 避難指示がない場合（避難の判断等に必要な情報が収集できず避難指示等を出せない場合、又は避難指示等を伝達することができない場合）

職員は、避難指示がない場合であっても、被害状況（天井落下、大型備品の転倒や移動等）を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り、避難誘導担当者の指示のもと、まとまって避難する。

また、職員の避難状況を踏まえ、事件に関する来庁者については対応している職員又は裁判対応班が避難誘導し、その他の来庁者については対応している職員が避難誘導する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

## 3 避難後の対応

### (1) 避難場所等における対応

人的対応班、物的対応班及び裁判対応班は、避難場所において、来庁者、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認、物資の配賦準備等を行い、物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ情報担当班に被害情報等を伝達する。情報担当班は、上記被害情報等を本部に伝達する。

### (2) 庁舎等の使用

ア 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。

イ 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、他の裁判所の庁舎等を使用して同業務を行う。

なお、他の裁判所の庁舎等の使用を検討するに当たっては、以下の順序で検討する。

(ア) 東京高等裁判所の庁舎

(イ) 東京地方・家庭裁判所立川支部等の東京都内の裁判所、司法研修所

及び裁判所職員総合研修所のうち相当と考えられる庁舎

(ウ) 他の裁判所庁舎等

(3) その後の対応

ア 非常時優先業務の担当者

(ア) 情報担当班は、来庁者、職員等の安否情報、庁舎の被害情報等を本部に伝達する。また、裁判対応班は、緊急に処理すべき裁判事務を把握して本部に伝達する。

(イ) 本部は、当面の事務の処理に関する方針を検討するとともに、災害対策業務に関する必要な判断及び指示をする。

(ウ) 裁判対応班は、本部が検討した事務処理の方針を踏まえ、各裁判体と連絡を取り、緊急に処理すべき裁判事務を行う。また、その他の非常時優先業務の担当者は、自主的に又は本部の指示に基づき、非常時優先業務を行う。

イ 非常時優先業務の担当者以外の職員

一斉帰宅による混乱等を防止するため、本部の指示に基づき庁内待機又は帰宅する。職員は、帰宅する場合には、翌日以降の連絡先及び連絡方法を安否確認担当者に伝える。情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員に対し、連絡網等により、本部の指示を連絡する。

ウ 来庁者等への対応

人的対応班及び物的対応班は、来庁者等に対し、適切な待機場所を提供するとともに必要な物資等を配賦する。

## 第2節 勤務時間外に大規模地震が発生した場合

勤務時間外（平日の勤務時間外並びに休日及び祝日をいう。）に大規模地震が発生した場合の対応は、次のとおりとする。

### 1 初動対応

在庁の設備運転管理・保守委託会社従業員及び警備委託会社警備員（以下「在庁業者」という。）は、初期消火等の初動対応を行う。

## 2 避難

在庁の職員は、被害状況を踏まえ、各自の判断により避難する。この場合、できる限り各部署でまとまって避難する。経理局長等の指示がある場合には、その指示に従って避難する。

避難場所は、特段の指示がない限り、正面広場とする。

## 3 非常参集

大規模地震が発生したときの非常時参集要員を、次の(1)及び(2)とする。非常時参集要員が参集できない場合には、その代理者が非常参集する。

### (1) 最優先の参集要員

庁舎等の被害確認及び安全性確認、地域や裁判所の被害情報の収集及び伝達、外部機関への対応等の最優先で行うべき災害対策業務の担当者として指定された情報担当班及び物的対応班の班員（以下「最優先の参集要員」という。）は、夜間（日没後日の出前をいう。以下同じ。）であっても、本部の指示を待つことなく、直ちに最高裁判所に非常参集する。

### (2) 最優先の参集要員以外の非常時優先業務の担当者（ただし、勤務時間内に大規模地震が発生した場合にのみ生じる業務の担当者を除く。以下、この項において同じ。）

#### ア 本部長、副本部長及び本部員

本部長、副本部長及び本部員は、情報担当班が収集した情報等を踏まえ、当面の事務の処理に関する方針等を決めるため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間（日の出後日没前をいう。以下同じ。）に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、最高裁判所に非常参集する。

#### イ その他の非常時優先業務の担当者

その他の非常時優先業務の担当者は、災害対策業務及び継続業務を行うため、①夜間に大規模地震が発生した場合は翌日の昼間に、②休日・祝日の昼間に大規模地震が発生した場合は速やかに、最高裁判所に非常参集する。

ウ 最優先の参集要員以外の非常時参集要員は、最高裁判所が使用できない場合には、本部長から指示された裁判所等に非常参集する。

### (3) 非常参集免除事由

次のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)の参集を免除する。

ア 自己又は家族につき以下のいずれかの事情がある場合

(ア) 死亡し、負傷し、又はその安否が不明の場合

(イ) 危険が切迫している場合

イ 他の業務で遠隔地に出張中の場合

ウ 参集途中の火災等により参集が事実上不可能な場合若しくは生命・身体に著しい危険が予想される場合、又は救命活動に参加する必要が生じた場合

エ テレワークのための通信環境が確保されており、かつ、テレワークにより非常時優先業務を実施可能である場合

オ その他前各号に掲げる事由に類する場合

(4) 非常時参集要員及びその代理者は、大規模地震発生後、直ちに、参集の可否等について互いに連絡を取り合い、本部長に対し、連絡網等により、参集の可否等（非常参集免除事由に該当する場合はその旨）を連絡する。

## 4 避難（非常参集）後の対応

(1) 在庁業者及び在庁する補佐機関の班員は、職員等の安否確認、負傷者の救護、被害状況の確認等を行い、在庁の又は非常参集した物的対応班は庁舎の安全性確認を行って、それぞれ在庁の又は非常参集した情報担当班に被害情報等を伝達する。上記情報担当班は、本部に上記被害情報等を伝達

する。

- (2) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができる場合、庁舎を使用して同業務を行う。
- (3) 庁舎の安全性確認等の結果、庁舎において非常時優先業務を行うことができない場合、本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等によりその旨連絡するとともに、本部から指示があるまで待機するよう指示する。

他の裁判所の庁舎等の使用について、第1節3(2)イのと通りの順序で検討し、同裁判所の庁舎等を使用して非常時優先業務を行う。本部長は、最優先の参集要員以外の非常時参集要員に対し、連絡網等により、同業務を行う裁判所の庁舎等を連絡し、非常参集を指示する。

- (4) 在庁する非常時参集要員以外の職員は、非常時優先業務の遂行に協力するものとするが、その必要がない場合は、本部の指示があればそれに従い、指示がなければ各自の判断により庁内待機又は帰宅する。帰宅する場合には、帰宅する旨並びに翌日以降の連絡先及び連絡方法を在庁の補佐機関の班員若しくは非常参集した情報担当班に伝える。

## 5 安否情報の伝達等

帰宅した職員及び在庁しない職員は、事態が落ち着いた段階で、安否確認担当者に対し、連絡網等により、自己及び家族等の安否情報、住居の被害情報、出勤の可否、連絡先等を伝える。

情報担当班は、安否確認担当者を通じて、帰宅した職員及び在庁しない職員に対し、本部の指示を、連絡網等により連絡する。

## 第5章 本部の廃止

本部長は、ライフライン、通信及びシステム、交通施設の復旧状況等に加え、政府の動向等の諸般の事情を踏まえ、通常体制への復帰が相当であると判断した

ときは、その決定により、本部を廃止する。

### 第3編 大規模地震以外の原因事象発生時の対応

- 1 最高裁判所長官は、千代田区に大規模地震以外の原因事象が発生した場合であつて、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じた対応を取る必要があると認める場合には、直ちに、本部を設置する。ただし、最高裁判所長官に差し支えがあるときは、同事務総長、同事務次長又は同事務総局総務局長が、この順序で同長官に代理して本部を設置する。
- 2 本部長は、上記1に基づき本部が設置された場合、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じて取るべき対応の方針を定める。
- 3 職員は、上記2により定められた方針に基づき、第2編の第2章から第5章までに定める対応に準じた対応を取る。

### 第4編 平常時における準備、措置等

#### 第1章 人的態勢の整備等

##### 第1節 非常時優先業務の担当者及び代理者の指定

非常時優先業務について、次のとおり担当者及び代理者を指定する。担当者及び代理者を指定するに当たっては、一定時間以内に参集することができると見込まれる職員数を踏まえ、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数を勘案し、必要なローテーションを確保するものとする。

- 1 補佐機関の各班長は、別紙1の災害対策業務について、担当者及び代理者を指定する。
- 2 各部署において、継続業務について、担当者及び代理者を指定する。

## 第2節 非常時参集要員名簿の作成

補佐機関の各班長は、非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者の参集に要する時間を調査するとともに、その氏名、担当業務の内容、参集に要する時間等を記載した名簿（以下「非常時参集要員名簿」という。）を作成し、これに関する情報を適切に管理する。

## 第3節 非常時優先業務の担当者及び代理者の準備

- 1 非常時優先業務の担当者及び代理者に指定された者は、非常参集に備え、事前に徒歩による登庁ルートを確認するなどの必要な準備を行う。
- 2 非常時優先業務の担当者又は代理者に指定された者は、その所属する部署における優先再開業務の担当職員との間で、優先再開業務の再開のための連絡及び連携の態勢を確認するなどの必要な準備を行う。

## 第4節 非常時優先業務の担当者又は代理者の異動

非常時優先業務の担当者又は代理者が異動した場合には、速やかに新たな担当者又は代理者を指定する。この場合において、補佐機関の各班長は、新たに非常時優先業務の担当者又は代理者に指定された者の参集に要する時間を速やかに調査し、非常時参集要員名簿の必要な更新を行う。

## 第5節 平常時の準備

補佐機関の各班長は、その担当する災害対策業務が円滑に実施されるよう、必要な準備を行う。

各部署においては、その担当する継続業務及び優先再開業務が円滑に実施されるよう、必要な準備を行う。

## 第2章 庁舎及び執務室の環境整備

### 第1節 施設及び機器の整備の推進

非常時優先業務を実施するために必要となる施設及び機器の整備を推進する。

### 第2節 被害防止の措置

庁舎及び執務室等について、天井落下防止、書棚等転倒防止、什器・備品の集約化や固定化等の措置を進める。また、室内における物品の積上げを避けるなど、執務室の環境整備に努める。

### 第3節 待機場所等の確保

非常時優先業務の担当者、庁内待機をする職員、帰宅困難者や避難住民等への対応のために、想定される被災状況等を勘案しつつ、適切な待機場所、宿泊場所等を確保する。

待機場所、宿泊場所については、女性が安心・安全に利用できるよう男女別とするものとする。なお、待機場所、宿泊場所の検討に当たっては、女性職員や障害がある職員が参画するものとする。

## 第3章 ライフライン

### 第1節 電気

商用電源の供給が停止した場合、自動的に非常用自家発電機が起動する。

非常時優先業務の遂行のために、1週間分程度の非常用電源の燃料を確保するとともに、必要な乾電池等の備蓄を確保する。

### 第2節 水道

受水槽には約100トンの水が貯水されているが、受水槽等が破損した場合に備え、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度に相当するペットボトル飲料水の備蓄を確保する。

### 第3節 ガス

ガスの供給が停止した場合、ほとんどの場所で空調設備が作動せず、代替する設備はないため、防寒のための毛布等の備蓄を確保する。また、給湯設備の代替として、カセットコンロ等の備蓄を確保する。

## 第4章 通信及びシステム

### 第1節 通信

#### 1 電話

断線等により1週間程度使用不能になる可能性もあるため、携帯電話メール等による複線化を図り、非常時に備えた情報通信態勢を構築しておく。

#### 2 J・NET

最高裁判所及びデータセンタに設置しているJ・NETの基幹ネットワーク機器やサーバ等が損壊した場合は、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する必要があるため、J・NET以外の方法でインターネットやメールを利用できる回線を確保し、冗長化を図る。

### 第2節 システム

最高裁判所及びデータセンタにサーバを置いて管理しているシステムについて、同サーバが損壊した場合には、可能な限り早期に修理や調達その他の復旧作業を行う。ただし、復旧に数か月以上を要する必要があるため、システムを

利用しなくても業務を継続できる方法について検討する。

また、サーバ内の重要なデータについては、バックアップ等の措置を講じておく。

## 第5章 物資

### 第1節 食料、飲料水その他の生活物資

ライフライン等が被害を受けることに加え、一斉帰宅による混乱等の防止のために職員に庁内待機を指示することや、帰宅困難者や避難住民への対応等を考慮し、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度の生活物資を備蓄する。

物資の備蓄については、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて適切に行う必要があることから、その選定は、女性職員や障害がある職員の参画により行うものとする。

### 第2節 仮設トイレ等

下水道が被害を受けること等を考慮し、非常時参集要員の1週間分及び非常時参集要員以外の職員等の3日分程度の簡易トイレを備蓄する。また、下水道の利用支障が長期にわたる事態を想定し、仮設トイレを整備する。

簡易トイレや仮設トイレの設置・運用に当たっては、利用者の精神的負担を軽減させるために、可能な限り男女別に利用できる環境を整備するとともに、障害者等への配慮を行う。

### 第3節 救助用資機材

職員や来庁者を救助すること等を想定し、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄する。

#### 第4節 保管場所

物資は、来庁者、職員等への配賦の便や、庁舎に入ることができない場合が生じうることを勘案し、適切な場所に保管する。

#### 第6章 外部への対応

関係機関等との間で、原因事象発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡態勢を整備する。

また、報道機関に対し、原因事象発生時における最高裁判所の事務処理の方針等を情報提供するため、連絡態勢を整備する。

### 第5編 教育及び訓練

#### 第1章 教育

##### 第1節 全職員への周知

原因事象発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、全職員に対して本計画及びその概要を配布するなどして、全職員への周知を図る。

##### 第2節 研修等

原因事象発生時において迅速かつ的確に非常時優先業務を遂行できるよう、非常時優先業務の担当者に対し、基礎知識を付与する教育や業務に関する研修等を行う。

##### 第3節 職員の啓発

原因事象発生時に備え、個人用品として必要となるもの（長時間歩くための

靴、体温調節が可能な衣服、持病の常備薬等)を各職員が準備しておくことを推奨する。

また、一斉帰宅による混乱等を避けるため、職員に庁内待機を指示することを踏まえ、職員に対し、家族等との安否連絡に関する複数の手段(通話やメールのほか、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル171等)を周知し、利用を促す。

## 第2章 訓練

原因事象発生時における業務継続力の向上を図るため、全職員を対象とする防災訓練を少なくとも年1回行う。

また、全職員を対象とする安否確認訓練や、非常時参集要員を対象とする非常参集訓練、非常時優先業務の担当者を対象とする業務遂行に関する訓練、本部の設置及び運営の訓練、発電機稼働訓練等を実施する。

幹部職員や管理職員は、これらの訓練に積極的に参加する。

## 第6編 和光市において原因事象が発生した場合の対応

### 第1章 和光市における原因事象発生時の体制

#### 第1節 基本方針

最高裁判所和光庁舎が所在する埼玉県和光市において業務の中断をもたらす可能性のある事象が発生し、裁判所職員総合研修所の首都直下地震等対応業務継続計画(以下「総研業務継続計画」という。)が発動したときは、厚生課は同計画に従う。

#### 第2節 平常時の業務の中止

総研業務継続計画が発動したときは、平常時において厚生課が行う業務（以下「厚生課業務」という。）は、いったん中止する。

### 第3節 災害対策業務の実施

総研業務継続計画が発動したときは、厚生課所属の職員は、同計画に基づく災害対策本部の指示に従い、同計画に定める災害対策業務を実施する。

### 第4節 経理局長への報告

最高裁判所事務総局経理局厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、通信が復旧した後、速やかに、経理局長に対し、所属の職員の安否情報、庁舎の被害情報等を報告する。

### 第5節 業務の段階的再開

- 1 厚生課長は、通信が復旧した後、経理局長の指示に従い、厚生課業務を段階的に再開する。
- 2 厚生課長は、通信が復旧するまでの間においても、地域や庁舎等の復旧状況等を踏まえ、予め定めた優先順位を前提に、再開可能な厚生課業務を段階的に再開することができる。

## 第2章 平常時における準備等

### 第1節 平常時における準備、措置

厚生課長は、最高裁判所和光庁舎において、第4編第2章から第6章までに定める準備等（ただし、報道機関にかかる連絡態勢の整備を除く。）と同等の準備等を、最高裁判所事務総局の関係局課及び裁判所職員総合研修所と連携して行う。

## 第2節 職員への周知

厚生課長は、原因事象発生時において迅速かつ的確に本計画を実行できるよう、所属の職員に対して本計画及び総研業務継続計画を配布するなどして、職員への周知を図る。

## 第3節 訓練

厚生課長は、原因事象発生時における業務継続力の向上を図るため、所属の職員を対象とする防災訓練、安否確認訓練等を、裁判所職員総合研修所と連携して実施する。

## 第7編 本計画の見直し等

- 1 情報担当班長は、(1)各補佐機関や各部署における第4編の準備、措置の進捗状況、(2)第5編の教育及び訓練の実施状況及び結果、(3)政府における想定される災害や被害想定の見直し等の有無等について情報を集約した上、年に1回、本部の構成員となるべき者（ただし、最高裁判所長官を除く。）が出席する会議（議長は最高裁判所事務総長が務める。以下「本部メンバー会議」という。）において報告するとともに、本計画の見直しその他本計画の円滑な実施のためにとるべき措置に係る方針（以下「見直し等に係る方針」という。）の案を付議する。
- 2 最高裁判所事務総長及び同首席調査官は、本部メンバー会議における審議の結果を踏まえ、見直し等に係る方針を決定し、情報担当班長に指示する。
- 3 情報担当班長は、上記2の指示を各補佐機関や各部署に伝達するとともに、上記2の指示が的確に実施されるよう連絡調整を行う。

(別紙1)

災害対策業務一覧表

		発生直後の初動対応段階	緊急対応段階	業務再開に向けた段階
		発生直後から3時間程度	発生当日から1週間程度	発生後1週間から数か月程度
情報担当班	情報収集・伝達	来庁者、職員等の安否情報		
		庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害状況		
		地域(交通機関、道路、通信網、ライフライン等)の被害状況		
		二次災害の情報		
		他の裁判所の被害状況及び執務態勢		
		関係機関の被害状況及び執務態勢		
		公的機関や自治体の活動に関する情報		
	来庁者、職員等への災害情報の発信			
	外部対応	他の裁判所との連絡		
		関係機関への対応		
報道機関への対応				
一般の問合せ窓口の設置及び対応 裁判所の業務態勢、受付窓口等の広報				
		重要な司法行政上の意思決定に関する本部会の議事の記録の作成その他本部の庶務及び各班の連絡調整		
人的対応班	職員の避難誘導		職員の安否確認	
	要救助者の救助、負傷者の救護等			
	服務(庁内待機、帰宅、自宅待機等)に関する検討			
	帰宅困難者、避難者等の受入れ対応			
物的対応班	火気等の安全措置、機械設備の一時停止			
	初期消火活動、消防への通報			
	庁舎の保安及び警備			
	庁舎、設備(電気、通信、システム等)の被害確認、危険箇所の表示、撤去			
	庁舎の安全性確認			
	司法行政に関する重要なデータの保全			
	来庁者、職員等の待機場所の確保及び提供			
		庁舎、設備の応急的修繕 物資の配賦、支援の要請	庁舎、設備の修繕 物資の追加調達、支援の要請	
		宿舍の被害確認、修繕、仮宿舍の検討及び確保		
裁判対応班	事件に関する来庁者の避難誘導			
			事件関係者の安否確認	
	裁判記録、証拠物、事件関係データ等の保全			
			緊急に処理すべき事務の把握、裁判体への連絡等	
			事件関係者との連絡、調整等	
		受付窓口、事件関係者の問合せ窓口の設置及び対応		

(別紙2)

最高裁判所災害対策本部組織表

本部長等	○本部長：長官 ○副本部長：事務総長、首席調査官
本部員	○事務総局本部員：事務次長、総務局長、人事局長、経理局長、民事局長（兼行政局長）、刑事局長（兼最高裁判所図書館長）、家庭局長、秘書課長（兼広報課長）、デジタル審議官、審議官、事務総局参事官 ○裁判部本部員：上席調査官（民事、行政、刑事）、大法廷首席書記官、訟廷首席書記官

(注)

- 1 本部長に差し支えのあるときは、副本部長両名が共同で代理し（本部会の議長は、事務総長が務める。）、第2編第3章第1節2(3)に定める場合には、副本部長両名の協議により同(1)の方針決定等を行うことができる。  
副本部長両名は、本部長の差し支えが解消した後、直ちに本部長に方針決定等の内容について報告して本部長の承認を求めなければならない。
- 2 副本部長のうち、事務総長に差し支えのあるときは、事務総局本部員がこの表に記載の順序で代理し、首席調査官に差し支えのあるときは、裁判部本部員がこの表に記載の順序で代理する。
- 3 本部員に差し支えのあるときの代理については、長官が別に定める。